

「神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部改正（案）」に関する提出意見及びこれに対する県の考え方

1 意見募集期間

令和5年12月5日（火曜日）から令和6年1月4日（木曜日）まで

2 意見募集結果

(1) 意見提出件数 4件（意見提出者 3人）

(2) 意見区分

区分	延べ件数
1 改正内容に関する意見	2件
2 その他	2件
合計	4件

(3) 意見の反映状況

区分	延べ件数
A 規則に反映させたもの	—
B 意見の趣旨がすでに規則に盛り込まれているもの	—
C 今後の取組において参考にするもの	2件
D 規則に反映できないもの	—
E その他	2件
合計	4件

3 提出意見及びこれに対する県の考え方

整理番号	意見内容区分	意見要旨	意見反映区分	県の考え方
1	1	現在公開されている改正案では、公表事項の範囲を制限できる旨の修正がされていますが、事業者が非公表を希望する場合にどのような手続きが必要か明記されておらず、実務上どのように対応すればよいか曖昧な状態となっております。 つきましては、公表事項の変更方法（別途書面による非公表請求より公表事項の変更ができる等）に関する情報を追加いただければ幸いです。	C	非公表請求に係る手続きについては、別途ホームページ等でお示しすることを検討します。

2	2	<p>ここでいう企業は中小零細企業を指しているのでしたら、是非とも事業者の権利利益を県を挙げて守っていただきたいです。大企業は経団連を象徴するように国民にとって害悪になっている程に守られ過ぎてるので、守る対象から除外していただきたい。</p>	E	<p>本規定で対象とする事業者は、中小企業や大企業に限らず、神奈川県地球温暖化対策推進条例に基づき、計画書等の提出が義務付けられている一定規模以上の事業活動を行う事業者（特定大規模事業者）及び計画書等を任意提出された中小規模事業者となります。</p>
3	2	<p>そもそも SDGs 関連の取り組みは日本の産業潰しを目的とするグローバリズム勢力の画策と心得ております。牛のゲップが温暖化を促進するから牛を殺せとの騒ぎがありましたか、これ一つだけでも正気を疑わざるを得ないと私は思います。県の職員の方々はいかがお考えでしょうか。真面目に取り組むことがすなわち我が国の国力を削いで行くことではありませんか？神奈川県にはいち早く目覚めていただきこの様な取り組みから手を引いて県の中小零細企業を守る事で日本の産業を支える事に尽力いただけるよう切に願います。</p>	E	<p>本意見募集は、神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部改正（案）について求めるものですので、いただいた御意見は、本意見募集の対象外と考えます。</p>
4	1	<p>今回の規則改定は例外を認めるということ理解しています。行政手法としては、自主的な行動を流すことが大切であり、報告の義務を柔軟に運用するという事でよろしいかと考えます。</p> <p>しかしながら、経済産業省の省エネルギー法改正に関しても定期報告書の情報開示を促進している現状を踏まえると逆行してるようにも伺えます。</p> <p>従いまして、報告に際しては必須の報告事項と報告者が独自に判断して自由記載する事項と併用する必要があると考えます。振り返って思うに、過去のケースとして不利益なことを懸念することはあっても、実際に不利益を被ったというケースはあまり多くは無かったと思いますので、それを口実に悪意を持っての報告拒否を許容することはいただけません。</p> <p>この様な例外規則は過渡的なものとして、長期的には適当な時期に廃止すべきです。</p>	C	<p>いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、事業者より非公表請求があった事項については、改正後の規則に該当した場合のみ、当該事項を非公表といたします。</p>